発行日: 平成28年3月7日

区画整理だより



新しい大曲浜へ着実に歩んでいます(仮換地指定)

平成28年2月23日に第4回大曲浜地区土地区画整理審議会が開催され、仮換地指定について諮問をした結果、審議委員の先生方から同意の答申をいただきました。

また、今回の審議会では、仮換地指定のほか、平成28年2月10日付で宮城県 知事より事業計画の変更(第1回)について認可されたことについても報告させて いただきました。

これに伴い、平成28年2月末に、関係権利者(地権者)の方々へ『仮換地指定通知』と『使用収益停止の通知』をそれぞれ該当する方にお送りいたしました。

ところで 仮換地指定って?

将来の土地の位置や形状をお知らせすることを仮換地指定と言います。

この指定により、従前の土地は使用 することが出来なくなりますが、新し い土地(換地先)の使用が可能となり ます。

(土地区画整理法第98条)



本年2月に開催した地権者説明会の結果を踏まえた 仮換地指定案について審議会で確認を行いました

【権利の変動について】

土地区画整理事業地内の土地について、<u>所有権や借地権など権利の変動があった時</u>は、お手数ですが下記担当までご連絡ください。

事業に関するお問い合わせ・ご相談は下記担当までお願いします。



〒981-0503

宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

東松島市 復興政策部 復興都市計画課

電話:0225-82-1111 (内線 1476)

担当:小野、吉原、関

